

# 八王子市熱中症対策の対応方針

令和8年（2026年）5月20日

令和6年（2024年）4月に気候変動適応法が改正され、広域的に過去に例のない危険な暑さ等となり、人の健康に係る重大な被害が生じるおそれがある場合に発表される熱中症特別警戒アラートが創設されました。

八王子市では、令和7年（2025年）8月5日に観測史上最高気温となる40.3℃を記録し、今後も地球温暖化の進行により熱中症リスクの増加が見込まれることから、「熱中症特別警戒アラート発表時の対応に関する庁内検討会」を設置し、熱中症による市民の健康に係る重大な被害が生じるおそれがある場合の市の対応方針について検討を行ってきました。

八王子市では、熱中症による市民の健康に係る重大な被害を防ぐため、市の熱中症対策の対応方針を定め、市として一体的な熱中症対策を推進します。

## 1 熱中症対策の対応方針の基本的な考え方

### (1)熱中症特別警戒アラート発表時

熱中症特別警戒アラート発表時の対応に関する基本的な考え方は、国における熱中症特別警戒アラートの概要（キーメッセージ）に基づき、以下のとおりとします。

|  |
|--|
| 熱中症対策が徹底されており、安全が確保できる場合には、施設を開ける・事業を実施する、安全が確保できない場合は、施設を閉める・事業を中止、延期または休止する。 |
|--|

### (2)熱中症特別警戒アラート発表時以外

#### ア 八王子における暑さ指数が35以上

八王子における暑さ指数が35以上となることにより、熱中症特別警戒アラート発表時と同様に、市民の健康に係る重大な被害が生じるおそれがあるため、熱中症特別警戒アラートと同様の対応とします。

#### イ 熱中症警戒アラート発表時

環境省の熱中症警戒アラートの概要（キーメッセージ）に基づき、適切な熱中症対策が取れていることを確認したうえで、市施設運営や事業を実施します。

#### ウ 八王子における暑さ指数が31以上33未満

日常生活に関する指針、運動に関する指針に基づき、熱中症対策を講じたうえで、市施設運営や事業を実施します。

## 2 対応方針

### (1)熱中症特別警戒アラート発表時又は八王子における暑さ指数が 35 以上

#### ア 周知・啓発

##### (ア) 市民等向け

市ホームページでの周知・啓発に加えて、防災行政無線や防災メールを通じて、注意喚起を実施します。

##### (イ) 公私の団体（※）向け

メールにて市内各所管に周知し、各所管に関連する市民及び公私の団体へ注意喚起を実施します。

※公共・民間のスポーツ施設、公共・民間の保育施設・幼稚園・教育機関、救急医療関係機関、社会福祉事業者等

#### イ クーリングシェルター・まちなか避暑地の運用

熱中症特別警戒アラート発表時には、気候変動適応法に基づき、公共施設や民間施設のクーリングシェルター（市内 101 施設）を開放し、市民等向けに利用を呼びかけます。

八王子の暑さ指数が 35 以上となる場合は、まちなか避暑地（市内 125 施設）の利用を呼びかけます。

#### ウ 市施設の運営

原則として、熱中症対策を徹底し、安全が確保できる場合には、市施設での活動を実施します。

≪市施設の例≫

| 項目             | 内容                                      |
|----------------|---|
| 小・中・義務教育学校     | 登下校時の熱中症対策を徹底し、 <u>通常どおり教育活動を実施</u> する。 |
| 学童保育所          | <u>通常どおり開所</u> する。                      |
| 放課後子ども教室       | <u>通常どおり実施</u> する。                      |
| 保育園            | <u>通常どおり開園</u> する。                      |
| 子ども・若者育成支援センター | <u>通常どおり開館</u> する。                      |

#### エ 市施設の貸出

熱中症に関する注意喚起（施設までの移動時の熱中症対策を含む）と条件提示（参考様式）により市施設の貸出を実施します。また、屋外の市施設の利用を控えるよう促します。なお、市施設の貸出において、暑さによる熱中症リスクを理由とするキャンセルの場合は、還付対応とします。

| 項目 | 内容   |
|----|--|
| 屋外 | 熱中症に関する注意喚起（施設までの移動時の熱中症対策を含む）を実施し、市施設の利用を控えるよう促します。なお、利用を控えるよう促したうえで、利用者が貸出を希望する場合は、熱中症対策の徹底することを利用条件として貸出を実施します。 |
| 屋内 | 熱中症に関する注意喚起（施設までの移動時の熱中症対策を含む）を実施します。  |

オ 市主催事業（審議会・協議会等を含む）

（ア）屋外

原則として、事業を中止または延期します。

ただし、やむを得ず事業を実施する場合は 12 時から 14 時までの事業を中止、延期または休止します。なお、現場で実測した暑さ指数が 35 以上の場合、上記時間帯以外でも、事業を中止、延期または休止します。

（イ）屋内

原則として、熱中症対策が徹底できない場合には、事業を中止または延期する。

カ 地域主催事業等（市主催事業でない事業※）

主催者で実施可否について判断します。（市における対応方針について、主催者に情報提供します。）

※実行委員会形式でのイベント開催を含みます。

## (2)熱中症警戒アラート発表時

ア 周知・啓発

市民等向けとして、市ホームページでの熱中症対策の周知・啓発に加えて、防災メール（6 月～10 月※の最初の開庁日に発信）を通じて、熱中症警戒アラートの注意喚起を実施します。  
※令和 9 年度（2027 年度）以降の適用期間は、国における熱中症警戒アラート運用期間とします。

イ まちなか避暑地の運用

まちなか避暑地を運用します。（市内 125 施設）

ウ 市施設運営

熱中症対策を実施し、市施設での活動を実施します。

エ 市施設の貸出

熱中症対策を実施し、市施設の貸出を実施します。

オ 市主催事業

(ア) 屋外

熱中症対策を実施し、事業を実施します。ただし、当日現場で実測した暑さ指数が 35 以上の場合、原則として、事業を中止、延期または休止します。

(イ) 屋内

熱中症対策を実施し、事業を実施します。

カ 地域主催事業等（市主催事業でない事業）

主催者に熱中症対策の実施を依頼します。

(3)八王子における暑さ指数が 31 以上 33 未満

ア 周知・啓発

市ホームページでの熱中症対策の周知・啓発を実施します。

イ まちなか避暑地の運用

まちなか避暑地を運用します。（市内 125 施設）

ウ 市施設運営

熱中症対策を実施し、市施設での活動を実施します。

エ 市施設の貸出

熱中症対策を実施し、市施設の貸出を実施します。

オ 市主催事業

(ア) 屋外

熱中症対策を実施し、事業を実施します。

(イ) 屋内

熱中症対策を実施し、事業を実施します。

カ 地域主催事業等（市主催事業でない事業）

主催者に熱中症対策の実施を依頼します。

《参考》対応方針に基づく対応内容一覧表

|             |    | 熱中症特別<br>警戒アラート   | 八王子における<br>暑さ指数が<br>35 以上 | 熱中症警戒<br>アラート  | 八王子における<br>暑さ指数が<br>31 以上 33 未満   |
|-------------|----|---|---------------------------|--|-----------------------------------|
| 周知・啓発       |    | 防災行政無線・防災メール・ホームページ（市民等向け）<br>メール（庁内向け・市議会議員向け）   |                           | 防災メール（市民等向け・6月～10月の最初の開庁日に発信）  | 市ホームページでの熱中症対策に関する周知              |
| クーリングシェルター等 |    | クーリングシェルの運用（101施設）  | まちなか避暑地の運用（125施設）         |  |                                   |
| 市施設運営       |    | 原則として、熱中症対策を徹底し、安全が確保できる場合には、 <b>市施設での活動を実施</b> する。   |                           | 熱中症対策を実施し、 <b>市施設での活動を実施</b> する。   |                                   |
| 市施設貸出       |    | 熱中症に関する注意喚起と条件提示を行い、 <b>市施設の貸出を実施</b> する。また、屋外の市施設の利用を控えるよう促す。<br>※市施設貸出において、暑さによる熱中症リスクを理由とするキャンセルの場合は、還付対応とする。                      |                           | 熱中症対策を実施し、 <b>市施設の貸出を実施</b> する。  |                                   |
| 市主催事業       | 屋外 | 原則として、 <b>事業を中止または延期</b> する。<br>ただし、やむを得ず事業を実施する場合は12時から14時までの事業を中止、延期または休止する。<br>なお、当日現場で実測した暑さ指数が35以上の場合、上記時間帯以外でも、事業を中止、延期または休止する。 |                           | 原則として、熱中症対策を実施し、 <b>事業を実施</b> する。<br>ただし、当日現場で実測した暑さ指数が35以上の場合、原則として、 <b>事業を中止、延期または休止</b> する。 | 原則として、熱中症対策を実施し、 <b>事業を実施</b> する。 |
|             | 屋内 | 原則として、熱中症対策を徹底できない場合には、 <b>事業を中止または延期</b> する。   |                           | 原則として、熱中症対策を実施し、 <b>事業を実施</b> する。  |                                   |
| 地域主催事業等     |    | 主催者で実施可否について判断する。<br>（市における対応方針について、主催者に情報提供する。）  |                           | 主催者に熱中症対策の実施を依頼する。   |                                   |

### 3 その他

#### (1)適用期間

令和8年（2026年）6月1日から令和8年（2026年）10月21日までとします。

なお、令和9年度（2027年度）以降の適用期間は、国における熱中症警戒アラート運用期間とします。

#### (2)実施時期変更の検討

屋外の市主催事業は、市民の健康に係る重大な被害が生じるおそれがあることを鑑み、開催時期の変更について、検討を進めます。

#### (3)方針の見直し

本方針については、国の制度変更等に伴い、必要に応じて見直しを行います。

#### (4)熱中症対策

熱中症対策について、以下のとおり例示しますので、参考としてください。

##### ア 暑さを避ける

- ・エアコン等で温度をこまめに調節
- ・遮光カーテン・すだれの利用、打ち水の実施
- ・外出時には日傘の使用、帽子の着用
- ・天気の良い日は日陰の利用、こまめな休憩
- ・吸湿性、速乾性のある通気性の良い衣服を着用
- ・保冷剤、氷、冷たいタオルなどで、からだを冷やす

##### イ こまめな水分補給

- ・室内でも外出時でも、のどの渇きを感じていなくてもこまめに水分を補給

##### ウ 「熱中症特別警戒アラート・熱中症警戒アラート」発表時には、外出をなるべく控える

- ・暑さ指数（WBGT）を確認
- ・不要不急の外出は控える
- ・普段以上に熱中症予防行動を実践

（出典：厚生労働省「熱中症予防のために」）

八王子市熱中症対策の対応方針に基づく市施設利用における同意書

年 月 日

八王子市長 殿

団 体 名 \_\_\_\_\_

代表者住所 \_\_\_\_\_

代 表 者 名 \_\_\_\_\_

熱中症特別警戒アラートが発表された場合、又は八王子における暑さ指数が35以上となる場合の屋外の市施設の利用にあたり、八王子市熱中症対策の対応方針に基づき、下記のとおり熱中症対策を徹底することに同意します。

記

| 使 用 日 時   | 年 月 日 ( ) ~   |
|-----------|---|
| 使 用 場 所   | 施設名：<br>使用場所：   |
| 熱 中 症 対 策 | 以下の熱中症対策を徹底します。(すべてに✓を記入してください)<br><input type="checkbox"/> こまめに水分・塩分補給を行う。<br><input type="checkbox"/> こまめに休憩を行う。<br><input type="checkbox"/> 帽子などを着用する。<br><input type="checkbox"/> 通気性のよい衣服を着用する。<br><input type="checkbox"/> 冷たいタオルなどで体を冷やす。<br><input type="checkbox"/> 暑さ指数(WBGT)を確認する。<br><input type="checkbox"/> 高齢者、乳幼児など熱中症リスクの高い方への配慮ができています。<br><input type="checkbox"/> 熱中症対応の人員体制が整っている。 |
| 管 理 責 任 者 | <input type="checkbox"/> 代表者と同一   |
|           | <input type="checkbox"/> 代表者と異なる(以下に記載してください)   |
|           | 氏名：   |
|           | 住所：   |
|           | 連絡先(TEL)：   |
| 備 考       |   |

市施設利用による熱中症の健康被害については、利用者の責任となることを承諾します。